

ポイント編

# 利用者による介護サービス（事業者）の適切な 選択に資する情報開示の標準化について 《中間報告書のポイント》

## I はじめに

- 「情報開示の標準化」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための新しい仕組み。

## II 「情報開示の標準化」の趣旨・目的

- 「情報開示の標準化」は、利用者による介護サービス事業所の選択に資することを目的として、全ての事業所を対象に、事業所が現に行っている事柄（事実）を前提として、第三者が客観的事実に基づき確認し、その結果の全てを定期的に開示する仕組み。
- 「情報開示の標準化」のプロセスを通じて、事業所自身によるサービスの質の改善への取組みが促進されることにより介護サービス全体の質の向上も期待。

## III 「情報開示の標準化」の具体的内容

### 1 基本的な考え方

- 「情報開示の標準化」は、介護保険制度の基本理念を現実のサービス利用において保障するための環境を整備するもの。  
事業所の格付けやサービスの画一化を目的とするものではない。

### 2 事業所情報開示項目

- 「事業所情報開示項目」は、「基本情報項目」及び「調査情報項目」により構成。

#### (1) 基本情報項目

- 「基本情報項目」は、事業所に関する基本的な事実情報であって開示だけで足りる項目によって構成。

#### (2) 調査情報項目

- 「調査情報項目」は、大項目、中項目、小項目及び小項目を判定するための判定基準で構成。判定基準は、客観的判定材料により事実を確認。

- 平成15年度においては、訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、通所介護、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の7サービスについて検討。

### 3 実施方法

- 事業所は、サービス種別ごとに予め標準的に作成された「基本情報項目」及び「調査情報項目」を自ら記入。  
「基本情報項目」は、事業所が記入した内容をそのまま開示。  
「調査情報項目」は、調査員による事実確認を経て、その結果を開示。
- 調査の過程においてサービス内容改善のための指導や経営改善のための指導等を行わないことを明確にすることが必要。
- 調査の頻度は年1回程度とすることが適当。
- 訪問調査は、複数の調査員で行うことが望ましく、調査期間は、当面、概ね2日程度とする。

### 4 実施体制

#### (1) 実施主体

- 実施主体の要件としては、次のような点に留意することが必要。
  - ① 事業者及び利用者に対する中立性・公平性の確保。
  - ② 調査の均質性の確保。
- 実施主体が行う事業の全体を通じて透明性の確保が重要。
- 実施主体は、都道府県単位に設置することが適当。

#### (2) 調査体制

- 「情報開示の標準化」は、調査員、地域、時期等の違いを超えて、調査の均質性の確保が求められる。
- 調査員の基本要件としては、次のような点に留意することが必要。
  - ① 調査を受ける事業所と利害関係を有せず、公正・中立な調査が遂行できる者であること。
  - ② 守秘義務、倫理や行動規範を熟知し、調査の役割から逸脱せずに円滑に遂行できる人格適性を有する者であること。
  - ③ 介護保険制度、調査対象サービス、「情報開示の標準化」に関する知識などに関する研修を修了すること。

- 調査業務の委託に当たっては、次のような点に留意することが必要。
  - ① 実施主体との契約関係、責任関係等の明確化。
  - ② 事業者及び利用者に対する中立性・公平性の確保。
  - ③ 調査の均質性の確保。

## 5 費用負担のあり方

- 費用負担は、先行している痴呆性高齢者グループホームの外部評価等の例を踏まえ、事業所の負担とすることが適当。  
同時に、介護保険制度との関係も含めて検討することが適当。
- 費用の水準は、事業所が現実に負担可能な範囲であること、特に、小規模な事業所の負担能力に留意することが必要。

## 6 情報の開示

- 利用者による事業所に関する情報の比較検討が可能となるよう、全ての事業所に関する調査結果の全てが開示されることが必要。
- 開示情報の内容は、調査員が客観的事実に基づき調査した結果を正確に反映したものであることが必要。
- 開示に当たっては、内容の正確性を前提としつつ、利用者にとってわかり易いものとするよう工夫することが必要。
- 要介護高齢者等である利用者の選択に適切に結びつく方法とすることから、インターネットにより広く開示する方法のほか多様な方法を用意することが必要。

## 7 人材の養成

- 全ての事業所の調査が実施可能となる調査員数を養成することが必要。
- 全ての事業所において調査の均質性を確保するには、調査員の均質性が重要であり、共通のカリキュラムに基づいて養成することが必要。
- 平成15年度の調査研究に当たっては、次の前提を置いて調査員養成カリキュラムを検討。
  - ・ 養成研修期間は概ね5日間程度。
  - ・ 調査員が7サービス全てについて調査ができること。
  - ・ 専門性や現場経験を有しない者も養成できること。

## 8 今後検討すべき課題

- 「情報開示の標準化」の稼働後もこの仕組みを継続的に充実・強化していくことが重要。そのための調査研究体制についても検討することが必要。  
また、この仕組みに関する利用者側からの評価も定期的に調査し、制度の改善につなげていくことが必要。
- 全ての事業所の均質な調査の実施に必要な調査員を確保するための養成体制について検討することが必要。
- 実施主体に対する評価や指導が行える体制を検討することが必要。
- 開示情報に対する事業所からの不服申立や利用者からの苦情等に対応する仕組みについて検討することが必要。
- 「情報開示の標準化」の趣旨・目的等の継続的な啓発・普及が必要であり、効果的な方法について検討することが必要。

## IV おわりに

- 「情報開示の標準化」の仕組みが、介護保険制度の基本理念を支えるサブシステムとして機能していくことは、わが国の介護・福祉サービスの分野において画期的な出来事。
- こうした利用者の選択の保障がなされることで、介護サービス全体の質の向上も期待。このことにより、利用者は、より良質なサービスを楽しめる。
- この仕組みが、今後、様々な評価の基盤を支えるものとして位置付けられ、地方自治体、民間団体、地域等における各種の取組みにおいて活用されていくことを期待。
- なお、本報告においては、「情報開示の標準化」の基本的な枠組みを提案したが、その検討は緒についたばかりであり、克服すべき課題も多く残されている。したがって、平成16年度以降、試行などを通じて検証を行い、より具体的な課題を抽出し、検討を深めていくことが必要。